

一般社団法人しまんと農楽里

組織形態：直払協定事務 取組範囲：四万十町大正・十和地域全域

法人設立：平成 27 年 7 月 21 日

所在地：高岡郡四万十町昭和 542-3

資本金等：なし（協定事務受託収入が年間約 1 千万円）

役員：理事 3 名（常勤 1 名）、監事 1 名

従業員：正職員 1 名

事業内容

- ・農業生産：柚子 30 a、水稲 18 a
- ・作業受託：水稲育苗（約 20ha）、播種機の貸し出し等
- ・中山間直接支払交付金及び多面的機能支払交付金に関わる事務支援

資本装備

- ・施設等：農機具格納庫兼管理棟
- ・機械等：水稲育苗機械 1 式、軽トラック、動噴、
管理機 2 台、フォークリフト等



活用した補助金等

- ・国事業：中山間地域等直接支払交付金
- ・県事業：複合経営拠点支援事業

設立の経緯

大正・十和地域を中心とした農山村の地域農業維持のため、新たな担い手の確保・育成、小規模農家への自立営農支援により農業農村の活性化、地域経済の向上を図ることを目的とし設立した。

事業戦略

「受託事業（育苗）」で地域内の良質な水稻苗を供給し大正・十和地域の農地の維持を支援する。また「直払事業」で中山間直払い等の事務補助作業を受託し、地元農家の活動を支援する。「生産事業」として放棄された農地での農産物の生産・販売を行い、組織体制を強化することで、地域の農業を支える。



取り組みの特徴

中山間直払い制度、多面的機能支払制度の事務支援を中心とした事業により大正・十和地域内の農地の保全を農業者と協力し地域農業を支え、農業支援の一環として水稻育苗事業を展開し、地元農業者の負担軽減と省力化を目指す。また、柚子園を借り受け、安定した農業生産活動に取り組み、地域農業の維持発展に努める。



作成日：令和5年8月4日